

訴訟費用額確定手続の簡素化の考え方（改訂案）

訴訟費用額確定手続の簡素化について、次のような考え方を基本として見直しをすることはどうか。

第1 見直しの方向性

- 1 訴訟費用額の確定手続の申立ては訴訟完結後に行われるという特質を踏まえ、訴訟費用については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、費用の疎明資料を提出する必要がないように改める。
- 2 訴訟費用を一方当事者のみが負担する場合において確定を求める費用の額が記録上明らかなときは、相手方の陳述を求める手続を省略できるように改める。

第2 見直しの具体的な方法

- 1 当事者等の旅費、日当及び宿泊料の額の算定については、証人の例により算定することを改め、旅費の額については距離に基づく定額により算定することができるものとし、日当及び宿泊料の1日当たりの額については定額とする。
- 2 書類の書記料については、書類の作成の費用に改めた上、提出の費用と統合した「書類の作成及び提出の費用」とするとともに、事件単位の定額とし、その額については事件の種類（訴訟、強制執行等）や記録上容易に判明する事実に基づき算定するものとする。